令和５年度 上士幌町結婚新生活支援事業補助金 申請案内

上士幌町で新生活をスタートされる夫婦に、住宅取得費、住宅賃貸借費用、引越費用の一部を補助します。

・対象となる世帯

令和５年３月１日から令和６年３月３１日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯

・受付期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで（土日・祝休日を除く）

・対象要件

（１）から（７）までの要件を全て満たすことが必要です。

【補助要件】

（１）新婚世帯に属する者であること。

（２）令和４年分の夫婦の所得を合算した金額が５００万円未満であること。　※ただし、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、以下の計算方法により算出した金額とします。

（対象となる所得）＝（夫婦の所得）－（貸与型奨学金の年間返済額）

（３）申請時点において、新生活に係る住宅が町内にあり、夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の所在地となっていること。

（４）本補助金の要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。

（５）夫婦ともに婚姻時における年齢が３９歳以下であること。

（６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員）でないこと。

（７）町税の滞納がないこと。

・補助金の上限額

補助金の上限額

- （１）夫婦ともに29歳以下の世帯：１世帯あたり60万円
- （２）それ以外の世帯　　：１世帯あたり30万円

・対象となる費用

令和５年４月１日から事業終了日までの間に、新婚世帯の新生活に係る住宅取得、住宅賃貸借、引越しに要した費用であって同期間内に支払が完了しているものが補助対象経費です。

（１）住居に関する費用について

①取得する場合：住居の購入費又は工事費（設計費用を含む。）

※土地に関する費用（購入費、造成費など）は対象となりません。

※リフォーム・改修費用は対象となりません。

②賃借する場合：賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

（２）引越しに関する費用について

引越業者又は運送業者へ支払った費用（運送料、作業員料、梱包費用など）

※不用品の処分費用は対象となりません。

※引越業者を用いない場合（自身で借りたレンタカー代など）は対象となりません。

○生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合や、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その給付金額分は補助対象経費から控除します。

・申請手続

申請に係る費用の支払が完了した後に、申請書に必要書類を添えて申請してください。

※領収書等が全て揃った時点で申請してください。

※申請は、郵送、持参どちらも可能です。

※ご不明な点があれば、申請先までお問合せください。

・必要書類

必要書類は、企画財政課で取得するか、ホームページからダウンロードできます。

申請書等（必須）	
	補助金交付申請書（様式第１号）
	同意書（様式第２号）
	誓約書（様式第３号）
各種証明書（必須）	
	婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書など婚姻日がわかる書類
	夫婦それぞれの所得証明書 ※取得できる最新のものを取得してください。 ※市外から転入された方は、令和５年１月１日時点の住所地の自治体で取得してください。
対象経費に関する書類	
	住居の売買契約書、工事請負契約書等の写し（住居を取得した場合）
	住居の賃貸借契約書等の写し（住居を賃借している場合）
	住居費に係る領収書等の写し ※取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類。 ※夫婦が支払った費用であり、支払者、支払日、支払先、内訳、金額が記載されていること。
	引越しに係る領収書等の写し ※夫婦が支払った費用であり、引越日、支払者、支払日、支払先、内訳、金額が記載されていること。
該当する場合等	
	【勤務先から住宅手当の支給を受けている場合】 住宅手当支給証明書（様式第４号）
	【貸与型奨学金を返済している場合】 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
	【離職している場合】 離職票の写し等、離職したことが確認できる書類
	その他、町長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。 例【生活保護による住宅扶助等その他公的制度による家賃補助を受けている場合】 住宅扶助等の金額が確認できる書類

・申請から補助金受給までの流れ

（１）補助金の交付申請　（申請者 → 上士幌町）

・補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に必要書類を添えて申請してください。（郵送又は持参）

・全ての必要書類を揃えた上で申請してください。

↓

（２）書類の受理及び審査　（上士幌町）

（３）上士幌町で申請内容の審査を行います。

（４）申請書の記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は、補正または書類提出をお願いすることがあります。

↓

（３）決定通知による通知　（上士幌町 → 申請者）

・補助金の対象となる場合は、交付決定通知書で通知します。

↓

（４）補助金の請求　（申請者 → 上士幌町）

・補助金交付請求書（様式第８号）に必要事項を記入し提出してください。（郵送又は持参）

・振込口座が確認できる書類を添付してください。（通帳の写しなど）

※補助金に関するアンケートにご協力ください。

↓

（５）補助金の振込　（上士幌町 → 申請者）

・指定口座に補助金が振り込まれますので、通帳等でご確認ください。

・申請先

〒０８０－１４９２　上士幌町字上士幌東３線２３８番地

上士幌町役場　企画財政課

電　話：０１５６４－２－４２９０　ＦＡＸ：０１５６４－２－４６３７

メール：kikakuzaiseika@town.kamishihoro.hokkaido.jp